

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会
建設候補地評価結果及び審査講評

平成 31 年 3 月

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会

中播北部行政事務組合（以下、「組合」という。）では、平成 40 年 3 月を目途に組合構成町（市川町及び神河町）と福崎町による新ごみ処理施設の整備を計画しており、3 町によるごみ処理体制の確立や新ごみ処理施設の建設用地の選定が急務となっています。

平成 30 年 5 月 1 日に受付を開始した建設用地の公募では、市川町、福崎町の区長及びその区の住民（以下、「応募者」という。）から、それぞれ 1 件ずつ、計 2 件の応募がありました。また、市川町、福崎町、神河町それぞれが、建設用地として適していると考えられる箇所をそれぞれ 1 箇所ずつ抽出し、応募の 2 件と合わせて計 5 箇所を建設用地の「候補地」としました。

平成 30 年 8 月 1 日に発足した神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会（以下、「委員会」という。）は、第 1 回の委員会で、これらの「候補地」を評価して、その評価方法及び結果について中播北部行政事務組合管理者、市川町長、福崎町長及び神河町長に報告するように諮問を受けました。

委員会は本日に至るまで延べ 6 回開催し、評価項目や評価方法、配点等の検討に加えて、現地の確認を行い、候補地の現況、施設建設にかかる財政（コスト）の見通し、候補地の周辺環境の状況から調査検討を重ね、ここに「建設候補地評価結果及び審査講評」としてとりまとめました。これをもって委員会の答申とさせていただき、建設用地決定の一助としていただければ幸いです。

最後になりますが、委員会を組織する 15 名の委員による「候補地」の評価は、公平かつ公正で、非常に熱意あるものでした。また、組合からの公募に応じて「候補地」を提供してくださった応募者におきましても、応募に際して多大な時間と労力を費やされたものと推測致します。委員及び応募者の、その町を思う気持ちに心より感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月 25 日

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会

委員長 山村 充

目 次

1. 諮問内容	1
1.1 諮問書の発行日	1
1.2 諮問者	1
1.3 諮問先	1
1.4 諮問事項	1
1.5 諮問の趣旨（諮問書より）	1
1.6 答申の時期	1
2. 神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会の概要	2
2.1 設置	2
2.2 任務	2
2.3 組織	2
3. 候補地の選定	3
3.1 候補地選定の流れ	3
3.2 基礎評価及び比較評価の評価項目	3
3.3 各項目の評価方法	4
3.3.1 基礎評価	4
3.3.2 比較評価	6
3.4 配点と評価基準	14
3.4.1 基礎評価	14
3.4.2 比較評価	15
4. 選定の経過等	16
4.1 選定の経過	16
4.2 候補地番号	16
5. 評価結果	17
5.1 基礎評価	17

5.2 比較評価	18
5.2.1 比較評価結果.....	18
5.2.2 その他評価に必要な条件	20
6. 審査講評.....	23

1. 諮問内容

1.1 諮問書の発行日

平成 30 年 10 月 31 日

1.2 諮問者

中播北部行政事務組合

管理者 山名 宗悟

1.3 諮問先

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会 委員長

1.4 諮問事項

- 1) 候補地の評価方法に関すること。
- 2) 候補地の基礎評価・比較評価に関すること。
- 3) その他、用地選定において必要と認められること。

1.5 諮問の趣旨（諮問書より）

現在、市川町と神河町のごみを処理しております「中播北部クリーンセンター」は、平成 15 年の稼働開始以来、地元の皆様の御理解と御協力をいただくなか、最長平成 40 年 3 月末までが稼働できる期間となっております。

また、福崎町においては姫路市と共同で「くれさかクリーンセンター」を稼働しておりますが、施設老朽化により平成 32 年度末をもって可燃ごみの焼却施設は稼働停止の予定です。

そのような中、神崎郡 3 町（神河町・市川町・福崎町）で将来に向け安全安心なごみ処理体制を維持していくために新たなごみ処理施設の整備計画を進めております。

新しい施設の建設については、その建設用地の確保が大きな課題であり、本年 5 月 1 日から 9 月末日までの間、神崎郡 3 町の自治会を対象に建設候補地の公募を行いました。また、土地利用規制や地形等の観点から建設に適していると思われる土地を各町で抽出しております。これらの候補地の評価を専門的知識・経験の活用、民意の反映及び透明性の確保を図りながら、適切かつ円滑に進めるべく神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会を設置させていただきました。

つきましては、上記の諮問事項について貴選定委員会の御意見を頂戴したく、お諮りするものです。

1.6 答申の時期

本年度（平成 30 年度）末を目途とする。

2. 神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会の概要

2.1 設置

神崎郡次期ごみ処理計画検討委員会で計画しているごみ処理施設の建設用地を選定するため、神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会を設置する。

2.2 任務

委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その調査及び検討結果を中播北部行政事務組合管理者、市川町長、福崎町長、神河町長に報告する。

- 1) 用地の評価、選定に関すること。
- 2) その他必要なこと。

2.3 組織

委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者の中から中播北部行政事務組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。委員名簿を表 2.1 に示す。

- 1) 識見を有する者
- 2) 地域住民代表
- 3) 神崎郡各町議会議員
- 4) 関係行政機関の職員

表 2.1 委員名簿

区 分	所属団体・役職名等	氏 名	所属
識見を有する者 (1名)	兵庫県立大学環境人間学部教授	山村 充	—
地域住民代表 (6名)	区長会	桐月 利昭	神河町
		長尾 重則	市川町
		黒田 義孝	福崎町
	女性代表	藤原 奈美恵	神河町
		木村 孝子	市川町
		田中 初美	福崎町
神崎郡各町議会議員 (3名)	議会代表	廣納 良幸	神河町
		長尾 克洋	市川町
		富田 昭市	福崎町
関係行政機関の職員 (5名)	西播磨県民局環境参事	清水 伸一郎	—
	姫路土木事務所まちづくり参事	植田 吉則	—
	副町長	藤原 茂	市川町
		前田 義人	神河町
	総務課長	山下 健介	福崎町

※敬称略

3. 候補地の選定

3.1 候補地選定の流れ

委員会はごみ処理施設候補地公募によって応募があった 2 候補地と、3 町がそれぞれ 1 つずつ抽出した 3 候補地の計 5 候補地を対象とし、各候補地の建設用地としての適性を評価した。

評価は基礎評価と比較評価により行った。基礎評価は、候補地の状況を「評価基準」に当てはめて文章で記載した。比較評価は、候補地の状況を「評価基準」に当てはめて点数付けを行い、各候補地の適性を点数で確認した。

委員会は評価結果を「建設候補地評価結果及び審査講評」（本報告書）としてとりまとめ、管理者に答申する。

今後は、答申（報告）を受けた管理者、市川町長、福崎町長及び神河町長が、「建設候補地評価結果及び審査講評」を参考として、建設用地の決定を行う。

3.2 基礎評価及び比較評価の評価項目

基礎評価及び比較評価における評価項目を表 3.1 に示す。

基礎評価は安全性と用地の状況の 2 つの視点から評価項目を設定した。

比較評価は候補地の現況に関する視点、財政に関する視点、周辺環境に関する視点の 3 つの視点から評価項目を設定した。

表 3.1 基礎評価及び比較評価の評価項目

評価	評価の視点	評価項目
基礎 評価	安全性	活断層との位置関係
		災害関連法の指定の有無
	用地の状況	敷地の形状
		敷地の面積
比較 評価	候補地の現況に関する視点	地盤の軟弱度
		危険地域の設定の有無
		自然環境保全関連法令に係る許認可の容易性
		その他重要な自然環境の有無
		指定文化財、埋蔵文化財の有無
		農業振興地域農用地区域の指定状況
		土地所有者
		障害物の有無
	財政に関する視点	候補地の現況に関する視点における各委員の総合的な評価
		造成費及び用役整備費
		用地取得費
		道路整備費
		収集運搬効率
	周辺環境に関する視点	財政に関する視点における各委員の総合的な評価
		都市計画区域の指定状況
		住宅との位置関係
		教育・医療福祉施設との位置関係
		周辺環境に関する視点における各委員の総合的な評価

3.3 各項目の評価方法

各項目の評価の考え方及び設定根拠等は以下のとおりである。

なお、評価方法の詳細は資料編に示す。

3.3.1 基礎評価

基礎評価は候補地の状況を「評価基準」に当てはめて、文章で記載する。

各評価項目における評価の考え方及び設定根拠等は以下のとおりである。

基礎評価項目No.1 活断層との位置関係

<評価の考え方>

断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない候補地とする。

<設定根拠等>

敷地内に活断層が存在する場合は、地震対策の強化や施設を活断層から離す等、施設整備に制限が発生するため。

基礎評価項目No.2 災害関連法の指定の有無

<評価の考え方>

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、洪水浸水想定区域、河川保全区域といった、法令に基づいて指定された区域に該当しない候補地とする。

<設定根拠等>

法令に基づいて指定されている自然災害の危険性が高い区域は、安全性を確保するための対策が必要であるため。

基礎評価項目No.3 敷地の形状

<評価の考え方>

100m×100mの四角形の配置が可能な候補地とする。

<設定根拠等>

施設配置への制限により、建設費が増加するおそれがあるため。

評価基準	判断基準・方法
100m×100mの四角形の配置が可能	現時点の想定において概ね必要とされる施設面積から、100m×100mの四角形の配置が容易であるかを目安とする。
100m×100mの四角形の配置が困難	

基礎評価項目No.4 敷地の面積

<評価の考え方>

施設の配置に向けて、平地もしくは造成により 20,000 m²程度の用地が確保できる候補地とする。

<設定根拠等>

施設配置に十分な敷地面積を確保することで、多様な施設配置や緑地帯等といった環境整備が可能となるため。

評価基準	判断基準・方法
平地もしくは造成により 20,000 m ² 程度の用地が確保できる	候補地の面積を確認し評価基準に当てはめる。
平地もしくは造成により 20,000 m ² 程度の用地が確保できない	

評価基準の根拠：公募要領では、応募の条件を「平地もしくは造成により 20,000 m²程度の用地が確保できること。」としている。

3.3.2 比較評価

比較評価は候補地の状況を「評価基準」に当てはめて点数付けを行い、各候補地の適性を点数で確認する。

各評価項目における評価の考え方及び設定根拠等は以下のとおりである。

比較評価項目No.1 地盤の軟弱度 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。

<設定根拠等>

軟弱地盤は地震時に液状化するおそれがあるとともに、施設整備にあたって不等沈下対策が必要となるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	軟弱地盤ではなく、支持力の確保が可能	「5万分の1 都道府県土地分類基本調査表層地質図」において、候補地が沖積層とされていない場合はAとする。候補地が沖積層とされている場合は、「沖積層等厚線図」において、沖積層が30mよりも浅い場合（第2種地盤）はB、沖積層が30mよりも深い場合（第3種地盤）はCとする。
B	軟弱地盤ではないが、支持力の確保に課題がある	
C	軟弱地盤であり、支持力の確保は難しい	

評価基準の根拠：「地盤が著しく軟弱な区域を定める基準」として、第3種地盤（腐植土、粘土その他これらに類するもので大部分が構成されている沖積層（盛土がある場合においてはこれを含む。）で、その深さがおおむね三十メートル以上のもの、沼沢、泥海等を埋め立てた地盤の深さがおおむね三メートル以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね三十年経過していないもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これらと同程度の地盤周期を有すると認められるもの）が挙げられているため。

出典：昭和55年建設省告示 第1793号

比較評価項目No.2 危険地域の設定の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）、山地災害危険区域、土砂災害危険箇所に指定されていない方を優先する。

<設定根拠等>

上記に指定されている区域は、自然災害の危険性が高く、安全性を確保するための対策が必要であるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	「兵庫県 CG ハザードマップ」において、上記の指定状況を確認する。
B	候補地の一部が該当する	
C	該当する	

評価基準の根拠：土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は建築基準法施行令第 80 条の 3 が適用され、国土交通大臣が定める構造方法を用いる等といった建築制限を受けるため。

比較評価項目No.3 自然環境保全関連法令に係る許認可の容易性 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

環境緑地保全地域や風致地区に指定されていない方を優先する。

<設定根拠等>

原生の状態を維持している地域や樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観を有する地域については、極力現況を保つことが望ましく、指定の状況によっては、工事の際に届出や許可を受ける必要があるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域 ・環境の保全と創造に関する条例に基づく自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区、郷土記念物 ・風致地区 ・近郊緑地保全区域 ・自然公園法に基づく国立公園、国定公園、都道府県立自然公園 上記の地域・地区に該当していないか確認する。
B	候補地の一部が該当する	
C	該当する	

比較評価項目No.4 その他重要な自然環境の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

重要な動植物の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の生息地）に該当しない方を優先する。

<設定根拠等>

鳥獣保護区や重要な動植物が確認されている地域は、野生動植物の保護や繁殖を図るために保全していくことが望ましい地域であり、指定の状況によっては工事の際に届出や許可を受ける必要があるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護法における鳥獣保護区 ・兵庫県版レッドリストに、「植物群落」、「地形」、「地質」、「自然景観」、「生態系」として掲載されている場所または所在地 上記の地域・地区に該当していないか確認する。
B	候補地の一部が該当する	
C	該当する	

評価基準の根拠：環境省レッドリストおよび兵庫県レッドリストにおいて、生息分布域が図示されていない動植物(種)についてはやむを得ず判断基準から除外した。ただし、建設工事前に実施される環境影響調査において、重要な動植物の生息状況調査が十分に行われるように、審査講評等で提唱していくものとする。

比較評価項目No.5 指定文化財、埋蔵文化財の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

文化財関係法の指定がない方を優先する。

<設定根拠等>

指定文化財、埋蔵文化財は、地域の歴史・文化を継承していくため、将来にわたって保守していくことが望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	各町の文化財情報（例：兵庫県立考古博物館 HP）において遺跡や重要文化財に指定されている区域や所在地に該当していないかを確認する。
B	候補地の一部が該当する	
C	該当する	

比較評価項目No.6 農業振興地域農用地区域の指定状況 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

農用地区域に指定されていない方を優先する。

<設定根拠等>

農業振興地域農用地区域は、総合的な農業の振興を目指し、農用地として利用を確保すべき土地と定められているため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	各町の「農用地利用計画図」や「土地利用計画図」により、上記の指定状況を確認する。
B	—	
C	該当する	

評価基準の根拠：農用地区域に指定した土地は、原則としてその用途以外の目的に使用することはできないため。（農業以外の用途に利用する場合は、除外申請が必要）

比較評価項目No.7 土地所有者 評価パターン：②定量・相対評価

＜評価の考え方＞

土地所有者が少ない方を優先する。

＜設定根拠等＞

土地所有者数が少ないと、土地購入の各種手続き等が容易となる。特に共同名義の土地や所有者が亡くなっている場合、また各種権利設定等のある土地は取得が非常に煩雑となり、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
	点数＝配点×最も少ない候補地の土地所有者数 ÷当該候補地の土地所有者数	土地所有者数を左記の式に代入して算出する。

比較評価項目No.8 障害物の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

＜評価の考え方＞

施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。

＜設定根拠等＞

障害物がある場合、工期に支障をきたすおそれがあるため。(工事の金額についての影響は「財政に関する視点」で評価を行うため、ここでは評価を行わない。)

評価	評価基準	判断基準・方法
A	敷地内に障害物がない	障害物の種類や形状を考慮し、個別に判断をする。 障害物の例：鉄塔、送電線、線路等
B	敷地内に障害物があるが、影響は軽微	
C	敷地内に障害物があり、影響が大きい	

比較評価項目No.9 候補地の現況に関する視点における各委員の総合的な評価

＜評価の考え方＞

候補地の現況に関する視点から総合的な評価を行い、候補地として適していると評価された方を優先する。

基本の評価は「B」とし、特に候補地として適していると評価できる場合は「A」、候補地として適していないと評価する場合は「C」の評価とする。なお、「A」、「C」の評価とする場合は、その評価とした理由も記載する。

＜設定根拠等＞

各候補地の現況について、総合的な評価を行うため。

比較評価項目No.10 造成費及び用役整備費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

概算造成費、用役（電気・用水・排水）整備費（概算）が安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、造成費及び用役整備費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
	$\text{点数} = \text{配点} \times \frac{\text{最も安価な候補地の造成・用役整備費}}{\text{当該候補地の造成・用役整備費}}$	以下の造成費及び用役整備費を合計し、左記の式に当てはめる。 造成費：敷地内の平地確保に要する造成費 電気整備費：引き込みに要する負担金 用水整備費：引き込みに要する整備費 排水整備費：放流水路への接続に要する整備費

比較評価項目No.11 用地取得費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、土地取得費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
	$\text{点数} = \text{配点} \times \frac{\text{最も安価な候補地の用地取得概算費用}}{\text{当該候補地の用地取得概算費用}}$	路線価を基に用地取得概算費用を算定し、左記の式に当てはめる。

比較評価項目No.12 道路整備費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

候補地の道路整備費用（概算）が安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、道路整備費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
	$\text{点数} = \text{配点} \times \frac{\text{最も安価な候補地の道路整備費}}{\text{当該候補地の道路整備費}}$	取付道路、必要な拡幅の整備費を基に道路整備費用を算定し、左記の式に当てはめる。

比較評価項目No.13 収集運搬効率 評価パターン：②定量・相対評価

＜評価の考え方＞

収集運搬効率がよい（各町の人口重心との直線距離及び人口比率を考慮した値が小さい）方を優先する。

＜設定根拠等＞

ごみ収集運搬経費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	点数=配点×最も値が小さい候補地の値÷当該候補地の値	以下の式によって収集運搬効率を算出し、左記の式に代入する。 なお、収集運搬効率の値は小さいほど効率が良いことを表わす。 (候補地から市川町の人口重心までの直線距離) × (人口割合) + (候補地から神河町の人口重心までの直線距離) × (人口割合) + (候補地から福崎町の人口重心までの直線距離) × (人口割合)
B		
C		

各町の人口重心（緯度・経度）	
市川町	東経 134 度 46 分 12.49 秒 北緯 35 度 00 分 09.16 秒
福崎町	東経 134 度 45 分 31.20 秒 北緯 34 度 57 分 10.91 秒
神河町	東経 134 度 45 分 59.64 秒 北緯 35 度 04 分 47.59 秒

各町の人口重心（平成 27 年度国勢調査結果より）

比較評価項目No.14 財政に関する視点における各委員の総合的な評価

＜評価の考え方＞

財政に関する視点から総合的な評価を行う。

基本の評価は「B」とし、特に候補地として適していると評価できる場合は「A」、候補地として適していないと評価する場合は「C」の評価とする。なお、「A」、「C」の評価とする場合は、その評価とした理由も記載する。

＜設定根拠等＞

各候補地の財政に関する視点について、総合的な評価を行うため。

比較評価項目No.15 都市計画区域の指定状況 評価パターン：③定性・絶対評価

＜評価の考え方＞

住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域を優先する。

＜設定根拠等＞

法令に係る許認可等に伴い、事業スケジュールが遅延するおそれがあるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	工業系の用途地域に指定	各町の「土地利用計画図」において、用途指定を確認する。
B	用途指定なし	
C	住宅系、商業系の用途地域に指定	

評価基準の根拠：「都市計画運用指針」において、ごみ焼却場の立地について、市街化区域が指定されている区域においては、工業系用途地域に設置することが望ましいとされているため。

参考：都市計画運用指針 第8版（国土交通省）

比較評価項目No.16 住宅との位置関係 評価パターン：①定量・絶対評価

＜評価の考え方＞

敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。

＜設定根拠等＞

施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、ごみ処理施設に対する住民感情に配慮するため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	半径 300m 以内に存在しない	「国土地理院地図」を利用して、直近の住宅までの直線距離を計測し、評価基準にあてはめる。
B	半径 100m～300m に存在	
C	半径 100m 以内に存在	

評価基準の根拠：現在の中播北部クリーンセンターと直近の住宅までの距離が約 300mであるため、これを基準とした。

比較評価項目No.17 教育・医療福祉施設との位置関係 評価パターン：①定量・絶対評価

＜評価の考え方＞

教育・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所（入院施設を有するもの）、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学に対して予想される影響の小さい方を優先する。

<設定根拠等>

施設整備時及び稼働時における騒音・振動や来館・通学者に対する搬出入車両の影響に配慮するため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	半径 300m 以内に存在しない	「国土地理院地図」を利用して、直近の教育・医療福祉施設までの直線距離を計測し、評価基準にあてはめる。
B	半径 100m～300m に存在	
C	半径 100m 以内に存在	

評価基準の根拠：現在の中播北部クリーンセンターと直近の住宅までの距離が約 300m であるため、これを基準とした。

比較評価項目No.18 周辺環境に関する視点における各委員の総合的評価

<評価の考え方>

周辺環境に関する視点から総合的な評価を行う。

基本の評価は「B」とし、特に候補地として適していると評価できる場合は「A」、候補地として適していないと評価する場合は「C」の評価とする。なお、「A」、「C」の評価とする場合は、その評価とした理由も記載する。

<設定根拠等>

各候補地の周辺環境に関する視点について、総合的な評価を行うため。

3.4 配点と評価基準

基礎評価及び比較評価の配点並びに評価基準は以下に示すとおりである。

3.4.1 基礎評価

基礎評価は、候補地の状況を「評価基準」に当てはめて文章で記載するため、点数は発生しないが、一定の適合判断基準を基に候補地の状況を確認する。

基礎評価の適合判断基準等を表 3.2 に示す。

表 3.2 基礎評価の適合判断基準等

視点	No.	評価項目	評価の考え方	適合判断基準	評価
安全性	1	活断層との位置関係	断層のずれが発生した場合、構造物等に多大な被害が生じるため、地震災害の危険性が高い場所での立地は避ける。	敷地内に活断層が存在しない。	当該候補地と活断層との位置関係について文章で記載する。
	2	災害関連法の指定の有無	以下の指定地区に指定されていないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・洪水浸水想定区域 ・河川保全区域 	法令に基づいて指定された区域に該当しない。	当該候補地の災害関連法の指定状況について文章で記載する。
用地の状況	3	敷地の形状	施設全体の配置のため一定の敷地幅が必要である。(100m×100mの四角形の配置が可能か。)	100m×100mの四角形の配置が容易であるか。	当該候補地の敷地の形状について文章で記載する。
	4	敷地の面積	施設全体の配置のため一定の敷地面積が必要である。(平地もしくは造成により20,000㎡程度の用地が確保できるか。)	候補地の面積を確認する(20,000㎡程度の用地が確保できるか)。	当該候補地の敷地の面積について文章で記載する。

3.4.2 比較評価

比較評価は候補地の状況を「評価基準」に当てはめて点数付けを行い、各候補地の適性を点数で確認する。

比較評価における配点と評価基準を表 3.3 に示す。

表 3.3 比較評価における配点と評価基準

視点	No	評価項目	配点	評価点数		
				A	B	C
候補地の現況に関する視点 45点	1	地盤の軟弱度	5点	軟弱地盤ではなく、支持力の確保が可能	軟弱地盤ではないが支持力確保に課題がある	軟弱地盤で、支持力の確保が難しい
				5点	3点	1点
	2	危険地域の設定の有無	5点	該当しない	候補地の一部が該当する	該当する
				5点	3点	1点
	3	自然環境保全関連法令に係る許認可の容易性	5点	該当しない	候補地の一部が該当する	該当する
				5点	3点	1点
	4	その他重要な自然環境の有無	5点	該当しない	候補地の一部が該当する	該当する
				5点	3点	1点
	5	指定文化財、埋蔵文化財の有無	5点	該当しない	候補地の一部が該当する	該当する
5点				3点	1点	
6	農業振興地域農用地区域の指定状況	5点	該当しない	—	該当する	
			5点	—	1点	
7	土地所有者	5点	点数＝配点×最も少ない候補地の土地所有者数 ÷当該候補地の土地所有者数			
8	障害物の有無	5点	障害物がない	障害物はあるが影響は軽微	障害物があり影響が大きい	
			5点	3点	1点	
9	候補地の現況に関する視点における各委員の総合的な評価	5点	良い	普通	悪い	
			5点	3点	1点	
財政に関する視点 25点	10	造成費及び用役整備費	5点	点数＝配点×最も安価な候補地の造成・用役整備費 ÷当該候補地の造成・用役整備費		
	11	用地取得費	5点	点数＝配点×最も安価な候補地の用地取得費 ÷当該候補地の用地取得費		
	12	道路整備費	5点	点数＝配点×最も安価な候補地の道路整備費 ÷当該候補地の道路整備費		
	13	収集運搬効率	5点	点数＝配点×最も値が小さい候補地の値 ÷当該候補地の値		
	14	財政に関する視点における各委員の総合的な評価	5点	良い	普通	悪い
5点				3点	1点	
関周す辺環境視点 30点	15	都市計画区域の指定状況	5点	工業系の用途地域に指定	用途指定なし	住宅系の用途地域に指定
				5点	3点	1点
	16	住宅との位置関係	10点	半径300m以内に存在しない	半径100m～300mに存在	半径100m以内に存在
				10点	5点	1点
17	教育・医療福祉施設との位置関係	10点	半径300m以内に存在しない	半径100m～300mに存在	半径100m以内に存在	
			10点	5点	1点	
18	周辺環境に関する視点における各委員の総合的な評価	5点	良い	普通	悪い	
			5点	3点	1点	
合計			100点			

4. 選定の経過等

4.1 選定の経過

審議の経過を表 4.1 に示す。

なお、公平、公正な評価、評価方法及び配点を審議するため、第 1 回、第 2 回の委員会では、委員に候補地の具体的な情報（場所や地名等）を発表せずに審議を行った。

表 4.1 審議の経過

日 程	内 容
平成 30 年 4 月 12 日 (木)	神崎郡ごみ処理施設建設候補地公募説明会の実施
平成 30 年 5 月 1 日 (火)	神崎郡ごみ処理施設建設候補地公募開始
平成 30 年 7 月 20 日 (金)	丹波市クリーンセンターへの視察を実施 ・応募を検討する区の代表者が参加
平成 30 年 9 月 30 日 (日)	神崎郡ごみ処理施設建設候補地公募締め切り ・2 候補地からの応募を受理。
平成 30 年 10 月 31 日 (水)	第 1 回神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会を開催 ・評価項目等について検討
平成 30 年 11 月 27 日 (火)	第 2 回神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会を開催 ・評価方法、配点等について検討
平成 30 年 12 月 5 日 (水)	第 3 回神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会を開催 ・現地確認を実施
平成 31 年 1 月 28 日 (月)	第 4 回神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会を開催 ・評価方法の最終確認を実施 ・各委員による評価を実施
平成 31 年 2 月 19 日 (火)	第 5 回神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会を開催 ・評価結果及び審査講評の検討
平成 31 年 3 月 25 日 (月)	第 6 回神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会を開催 ・評価結果及び審査講評の検討
平成 31 年 4 月 8 日 (月)	委員長から中播北部行政事務組合管理者へ答申予定（評価結果及び審査講評の提出）

4.2 候補地番号

委員会が評価を行う候補地について、住民感情への配慮及び委員会設置要綱第 8 条「委員の守秘義務」に対応するため、本報告書においては候補地番号で記載する。

表 4.2 候補地番号

候補地番号	候補地の住所	備考
候補地①	■■■■■	
候補地②	■■■■■	応募地
候補地③	■■■■■	応募地
候補地④	■■■■■	
候補地⑤	■■■■■	

5. 評価結果

5.1 基礎評価

基礎評価項目における評価結果を表 5.1 に示す。

基礎評価項目は、安全性、用地の状況の 2 つの視点から各候補地の評価を行った。

評価の結果、すべての候補地が適合判断基準等を満たしていることを確認した。各候補地の状況の詳細については表 5.1 に示す。

表 5.1 基礎評価における評価結果

視点	No.	評価項目	評 価					備考
			候補地①	候補地②	候補地③	候補地④	候補地⑤	
安全性	1	活断層との位置関係	候補地敷地内に活断層は存在しない。また、候補地周辺にも活断層は存在しない。	候補地敷地内に活断層は存在しない。また、候補地周辺にも活断層は存在しない。	候補地敷地内に活断層は存在しない。また、候補地周辺にも活断層は存在しない。	候補地敷地内に活断層は存在しない。また、候補地周辺にも活断層は存在しない。	候補地敷地内に活断層は存在しない。また、候補地周辺にも活断層は存在しない。	候補地④は候補地から約 300m の所に推定活断層が存在する。
	2	災害関連法の指定の有無	法令に基づいて指定された区域に該当しない。	法令に基づいて指定された区域に該当しない。	法令に基づいて指定された区域に該当しない。	法令に基づいて指定された区域に該当しない。	法令に基づいて指定された区域に該当しない。	-
用地の状況	3	敷地の形状	敷地の形状は縦長のため、敷地幅は東西方向がやや狭くなっているが、南北方向に十分な余裕があるため、配置上は問題ない。	敷地の形状は横長のため、敷地幅は南北方向がやや狭くなっているが、東西方向に十分な余裕があるため、配置上は問題ない。	敷地面積は広く、形状も長方形に近いので、敷地幅は十分確保でき、配置上は問題ない。	敷地の形状は横長のため、敷地幅は南北方向がやや狭くなっているが、東西方向に十分な余裕があるため、配置上は問題ない。	敷地の形状は縦長のため、敷地幅は東西方向がやや狭くなっているが、南北方向に十分な余裕があるため、配置上は問題ない。	-
	4	敷地の面積	2.0ha より大きい。	2.0ha より大きい。	2.0ha より大きい。	2.0ha より大きい。	2.0ha より大きい。	-

5.2 比較評価

5.2.1 比較評価結果

比較評価における評価結果を表 5.2～表 5.3 に示す。

比較評価は、候補地の現況に関する視点、財政に関する視点、周辺環境に関する視点の 3 つの視点から各候補地の評価を行った。

各候補地の特徴をみると、候補地①は「造成費及び用役整備費」の項目でやや点数が低いが、全体的に大きな欠点がなく、「各委員の総合的な評価」の項目においても、3 つの視点すべてで最高得点となっており、結果として合計点が最も高くなっている。

委員の総合的な評価で出された意見をみると、「候補地の現況に関する視点」では、良い点として、利便性や広い道路に面していることが挙げられている。

「財政に関する視点」では、良い点として、造成費が安価で済むことや、収集運搬効率が良いことが挙げられている。

「周辺環境に関する視点」では、良い点として、全ての項目で問題がないことや、周辺が農地や山林で幹線道路から近いことが挙げられている。

なお、「候補地の現況に関する視点」、「財政に関する視点」、「周辺環境に関する視点」ともに悪い点としての意見は挙げられていない。

候補地②は「危険地域の設定の有無」、「道路整備費」の項目で点数が低くなっているが、それ以外の項目では大きな減点がなく、「土地所有者」、「造成費及び用役整備費」、「用地取得費」で点数が高くなっていることから、合計点は 2 番目に高くなっている。

委員の総合的な評価で出された意見をみると、「候補地の現況に関する視点」では、良い点として、障害物がないことや地権者の合意が得られていることが挙げられている。一方、悪い点として、幹線道路から候補地への進入路が狭いことや踏切を通る必要があること、土砂流出危険区域に該当していることから、施設の建設にふさわしくないと思うという意見が挙げられている。

「財政に関する視点」では、良い点としての意見は挙げられていない。悪い点として、候補地と幹線道路を結ぶための道路整備費が高額となり、時間も要することや、用地が狭小であることが挙げられている。

「周辺環境に関する視点」では、良い点として、周辺が山林で住宅地と離れていることが挙げられている。一方、悪い点として、幹線道路から離れており、通り抜けもできないことや、災害時に進入路が土砂崩れ等で通行止めとなる可能性、踏切を通過するために道路整備等が必要となることを危惧する意見が挙げられている。

候補地③は「農業振興地域農用地区域の指定状況」、「用地取得費」、「住宅との位置関係」の項目で点数が低くなっているが、「道路整備費」の項目で得点が高いほか、「各委員の総合的な評価」の項目においては、3 つの視点すべてで 2 番目の得点となっており、合計点は 3 番目となっている。

委員の総合的な評価で出された意見をみると、「候補地の現況に関する視点」では、良い点として、利便性の良さや県道に近くて施工がしやすいこと、農業振興地域には該当するが造成範囲を考慮すれば指定解除可能な場所に建設は可能と考えられるという意見が挙げられている。一方、悪い点として、農業振興地域農用地区域を解除する手続きに時間を要する可能性を危惧する意見が挙げられている。

「財政に関する視点」では、良い点として、収集運搬効率が良いことや収集運搬費や道路整備費、用地取得費を含めた総額が一番低く見込まれることが挙げられている。一方、悪い点として、広い面積を買収する必要が出てきた場合に、用地取得費が高額となる可能性を危惧する意見が挙げられている。

「周辺環境に関する視点」では、良い点として、道幅を広くとれることや敷地に余裕があることが挙げられている。一方、悪い点として、近隣に大学があることが挙げられている。

候補地④は「土地所有者」、「造成費及び用役整備費」、「道路整備費」、「住宅との位置関係」の項目で点数が低くなっている一方で、他の候補地と比較して点数が高い項目がなく、合計点は4番目となっている。

委員の総合的な評価で出された意見をみると、「候補地の現況に関する視点」では、良い点としての意見は挙げられていない。悪い点として、谷の中にあることや土地所有者が多いこと、近隣のある近畿自然歩道がパッカー車の収集ルートとなる可能性を危惧する意見が挙げられている。

「財政に関する視点」では、良い点としての意見は挙げられていない。悪い点として、造成費や道路整備費が高額となることや、接続する道路の渋滞により収集運搬に困難をきたす可能性を危惧する意見が挙げられている。

「周辺環境に関する視点」では、良い点として、障害物がないことが挙げられている。一方、悪い点として、進入路が集落を通過する可能性や、接続する道路の渋滞が現在以上となる可能性を危惧する意見が挙げられている。

候補地⑤は「危険地域の設定の有無」、「造成費及び用役整備費」、「住宅との位置関係」の項目で点数が低くなっており、「土地所有者」の項目で点数が高くなっているが、合計点は5番目となっている。

委員の総合的な評価で出された意見をみると、「候補地の現況に関する視点」では、良い点として、周辺道路からの進入が容易であることが挙げられている。一方、悪い点として、収集運搬効率の悪さや土砂流出危険区域に該当していること、民家が近いこと、候補地内に墓地があることが挙げられている。

「財政に関する視点」では、良い点としての意見は挙げられていない。悪い点として、収集運搬効率の悪さや候補地内に墓地があること、積雪時の対応が必要となることを危惧する意見が挙げられている。

「周辺環境に関する視点」では、良い点としての意見は挙げられていない。悪い点として、収集運搬効率の悪さや候補地内に墓地があること、進入路の方向が悪いという意見が挙げられている。

各候補地の評価根拠資料は資料編に示す。

5.2.2 その他評価に必要な条件

廃棄物処理施設の建設においては、当該区及び周辺地域の住民の理解と協力が必要不可欠である。しかしながら、住民の同意が得られず事業実施が困難を極める場合があることも想定する必要がある。

そのようなことから、今回の建設候補地選定においては、公募を行ったことにより地元住民の同意が得られている候補地があったことについては、最も重要視すべきと考えられる。

表 5.2 比較評価における評価結果 (1)

視点	No	評価項目	配点	評価点数				
				候補地①	候補地②	候補地③	候補地④	候補地⑤
候補地の現況に関する視点	1	地盤の軟弱度	5点	A	B	B	A	A
				5	3	3	5	5
	2	危険地域の設定の有無	5点	A	C	A	A	C
				5	1	5	5	1
	3	自然環境保全関連法令に係る許認可の容易性	5点	A	A	A	A	A
				5	5	5	5	5
	4	その他重要な自然環境の有無	5点	A	A	A	A	A
				5	5	5	5	5
	5	指定文化財、埋蔵文化財の有無	5点	A	A	A	A	A
				5	5	5	5	5
6	農業振興地域農用地区域の指定状況	5点	A	A	C	A	A	
			5	5	1	5	5	
7	土地所有者	5点	-	-	-	-	-	
			2.9	5.0	3.3	1.2	5.0	
8	障害物の有無	5点	B	A	A	A	B	
			3	5	5	5	3	
9	候補地の現況に関する視点における各委員の総合的な評価	5点	-	-	-	-	-	
			3.9	2.6	3.5	2.7	2.3	
小 計			45点	39.8	36.6	35.8	38.9	36.3

表 5.3 比較評価における評価結果 (2)

視点	No	評価項目	配点	評価点数				
				候補地①	候補地②	候補地③	候補地④	候補地⑤
財政に関する視点	10	造成費及び用役整備費	5点	-	-	-	-	-
				2.3	5.0	3.0	1.4	2.6
	11	用地取得費	5点	-	-	-	-	-
				2.5	5.0	1.4	3.6	3.9
	12	道路整備費	5点	-	-	-	-	-
				2.4	0.2	5.0	1.0	2.2
13	収集運搬効率	5点	-	-	-	-	-	
			5.0	4.0	4.7	3.9	2.0	
14	財政に関する視点における各委員の総合的な評価	5点	-	-	-	-	-	
			3.8	2.5	3.4	2.3	2.3	
小 計			25点	16.0	16.7	17.5	12.2	13.0
周辺環境に関する視点	15	都市計画区域の指定状況	5点	B	B	B	B	B
				3	3	3	3	3
	16	住宅との位置関係	10点	B	B	C	C	C
				5	5	1	1	1
	17	教育・医療福祉施設との位置関係	10点	A	A	A	A	A
10				10	10	10	10	
18	周辺環境に関する視点における各委員の総合的な評価	5点	-	-	-	-	-	
			3.5	3.0	3.1	2.9	2.6	
小 計			30点	21.5	21.0	17.1	16.9	16.6
合 計			100点	77.3	74.3	70.4	68.0	65.9

6. 審査講評

委員会は、新ごみ処理施設の建設用地としてふさわしい候補地を選定することを目的に、5箇所の候補地についての評価を行いました。

評価は、現地の確認も行った上で、幅広い視点から公平、公正に行いました。評価の結果、5箇所の「候補地」は、それぞれに長所のある候補地であることが確認できましたが、委員会への諮問事項を鑑み、委員会はこの5箇所の候補地の中から、さらに「優先候補地」及び「最優先候補地」の選定を行いました。

諮問書では（1）候補地の評価方法に関すること、（2）候補地の基礎評価・比較評価に関すること、（3）その他、用地選定において必要と認められることとして諮問されているため、それぞれの諮問事項に対比した形で答申いたします。また、詳細については本報告書の各項に記載をしています。

（1）候補地の評価方法に関すること

委員会は、第1回委員会及び第2回委員会で候補地の評価方法について審議を行い、「評価項目」及び「各評価項目の評価方法、評価基準、配点」を決定しました。

また、「評価項目」については、各候補地が建設用地として問題がないかを確認する「基礎評価」と、各候補地の適性を点数で確認する「比較評価」に分けることとしました。

なお、候補地の評価方法に関する詳細については、「3 候補地の選定」に記載しています。

（2）候補地の基礎評価・比較評価に関すること

委員会は、第3回委員会において現地の確認を行い、第4回委員会において「基礎評価」及び「比較評価」による各候補地の評価を行いました。

「基礎評価」では、候補地の状況を「評価基準」に当てはめて、確認しました。結果として、すべての候補地が建設用地として問題がないことを確認しました。「基礎評価」の結果については、「5.1 基礎評価」に記載しています。

また、「比較評価」では、候補地の状況を評価の上、点数化して、各候補地の適性や特徴について確認しました。「比較評価」の結果については、「5.2 比較評価」に記載しています。

（3）その他、用地選定において必要と認められること

委員会は、第5回委員会及び第6回委員会で、「基礎評価」及び「比較評価」の結果を踏まえて、建設用地として最適な候補地の選定を行いました。

まず、「基礎評価」において建設用地として問題がないことが確認され、「比較評価」において高得点であった「候補地①」、「候補地②」、「候補地③」を「優先候補地」として選定しました。

次に、答申を受けた中播北部行政事務組合管理者、市川町長、福崎町長及び神河町長が、これらの「優先候補地」から1箇所の「建設用地」を決定する際の一助となるよう、これらの「優先候補地」内の順位を決定することとしました。

「優先候補地」内の順位の決定においては、各委員からの意見及び過去の経緯より、用地選定においては地域の合意形成が最も重要であり、それをないがしろにしての選定は難しいという意見で一致しました。これを踏まえ、「優先候補地」である「候補地①」、「候補地②」、「候

補地③」のうち、「比較評価」で最も点数が高かった「候補地①」よりも、応募による候補地である「候補地②」と「候補地③」を上位としました。

次に「候補地②」と「候補地③」を比較したところ、どちらの候補地も、施設を建設するにあたって懸念される或いは解決しなければならない課題があることを確認しました。「候補地②」は、敷地が崩壊土砂流出危険区域に該当しており、山地災害や土砂災害が発生するリスクに対する対策が必要であること及び幹線道路から候補地への進入路が狭く、道路延長が長いため、道路整備費が高額となることや道路整備に時間を要することが懸念されます。また、幹線道路からの進入路を道路延長が短いルートで整備すると想定した場合は、JR踏切の改良が必要となり、JRとの協議も含めて相当の期間が必要と思われます。一方、「候補地③」は、農業振興地域農用地区域の除外が可能かという懸念と、候補地の近くに民家や大学が存在しているという課題があります。

委員会では、これらの懸念や課題について比較しました。審議の結果、①工事期間が限られている中で、道路整備等についてよりリスクが少ないこと、②施設整備に係る総費用が安価なこと、③危険地域に該当しないこと等を踏まえ、最終的には委員の総合的な評価により、「候補地③」が「最優先候補地」としてふさわしいとの結論に達しました。管理者、市川町長、福崎町長、神河町長におかれましては、この答申を踏まえた上で、建設用地を決定していただければ幸いです。

終わりに

委員会は、新ごみ処理施設が市川町、福崎町、神河町の循環型社会の構築・推進に寄与するとともに、地域に根差した住民に親しまれる、全国に誇れる施設となることを期待しています。そのためには、中播北部行政事務組合、市川町、福崎町、神河町及び周辺地域の住民が、意思疎通を図り、信頼関係を深めながら新ごみ処理施設の建設を進めていくことが肝要と考えます。よって、新ごみ処理施設の検討や工事にあたっては、周辺地域の住民や自然環境への配慮、重要な動植物種の生息地保全等には十分留意していただきたいと切に願ってやみません。

また、最後になりますが、応募にあたりご尽力いただいた各区長及び当該区の皆様に深く敬意を表し、厚く感謝申し上げます。

以上

◎資料編については、非公開